

## 類似工事施工実績の事前登録について

北海道では、平成19年度に「入札契約制度の適正化に係る取組方針」を定め、一般競争入札に電子入札を導入するなど、適正な入札契約制度の確立に取り組んでいます。

これに併せて、上川総合振興局では、「類似工事施工実績の事前登録」を実施し、入札参加申請手続の簡素化に努めております。

なお、事前登録をしない場合であっても、申請の都度、関係資料を提出することで、入札参加は可能です。

### 記

#### 1 受付対象

上川総合振興局の管内に主たる営業所を有する事業者

#### 2 対象工事又は業務

元請けとして、過去15年間に完成し、引き渡しを完了した請負工事及び委託業務。

例 令和8年度の登録では、平成23年4月1日から令和8年3月31日の期間。

※工種については、類似工事施工実績登録書（別紙1）に記載のある工種とします。

#### 3 提出書類

（1）令和〇年度類似工事施工実績登録書（別紙1） 2部（代表者印が押印されたもの）  
注：〇は提出年度です。

（2）類似工事施工実績を証明する書面

契約書、設計書、設計図面、JV協定書、JV附属協定書、CORINS登録書等、実績を証明する書類の写し。

発注元は、国、北海道、市町村、土地改良区等とします。

共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上のものを対象とします。

（3）返信用封筒（送付先を記載した返信用切手貼付の定形封筒）

#### 4 提出方法

郵送又は持参とします。

#### 5 受付期間

随時受付をしております。

登録書交付までお時間をいただく場合がありますので、予めご了承願います。

## 6 受付窓口（資料等送付先）

北海道上川総合振興局総務課主査（事業管理）

旭川市永山6条19丁目1-1 上川合同庁舎

電話：0166-46-5909（直通） FAX：0166-46-5202

## 7 実績登録書の取扱い

### （1）実績登録書の交付

郵送の場合、書類確認後、「実績登録書」に確認済印を押印し返送します。

### （2）実績登録書の有効期間

当該年度を除く過去15年間に該当するものを有効とします。

申請年度のみの変更で、工種の更新がない場合は、更新の必要はありません。

### （3）実績登録書の活用

事前登録した内容が、類似工事の要件を満たす場合、入札参加申請時には確認済みの「実績登録書」（写）を添付することで、類似工事の施工実績説明資料として取り扱いますので、契約書、設計書等の添付資料が省略できます。

## 8 その他

資料の作成に要する経費は、申請者負担とし、提出された書類は返却いたしません。

企業の合併や名称が変更となった場合は、交付済の「実績登録書」は有効ですが、入札に参加申請する際には、変更となった事由の説明資料を添付してください。